

## 出張理（美）容師が講じなければならない衛生措置等について

### 1 作業環境

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張営業を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう配慮すること。
- (2) 作業する場所の採光、照明及び換気を十分にすること。

### 2 携行品等

出張営業を行う際には、次の器具等を携行すること。

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- (2) 使用済みのはさみ等の器具を安全に収納できるもの
- (3) 作業上必要となる十分な枚数の布片類・タオルとこれらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- (5) 手洗いに必要な石ケン、消毒液〔消毒用エタノール（速乾性擦式消毒）、逆性石ケン液等（浸漬式消毒）〕

なお、これらと同等の効果を得られる、消毒効果を有する液状石ケンであっても支障ない。

- (6) 作業時に器具の消毒を行おうとする場合は、器具の消毒設備（消毒液を含む。）等

### 3 管理

#### (1) 作業環境の管理

ア 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。

イ 作業終了後は、作業場の清掃を十分に行い、清潔に保つこと。

#### (2) 携行品等の管理

ア 消毒済みの器具類等は、未消毒のものと区別して収納ケース等に保管すること。

イ 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）、及びかみそり以外の器具で血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、専用の回収容器等に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具による突き刺し事故に注意すること。

#### (3) 保管場所の管理

器具類、布片類、その他の用具類、消毒設備の保管場所は適宜清掃を行い、常に清潔に保つこと。

#### (4) 健康管理

出張理（美）容師は自分自身の健康管理に十分注意し、感染症又は感染性の皮膚疾患にかかったときは、完全に治癒するまで作業を行わないこと。

### 4 衛生的取扱い等

- (1) 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (2) 作業中、従業者は常に清潔な専用の作業着を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを

着用すること。

- (3) 従業者は、常に手指のつめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (4) 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- (5) 理容作業時の顔そり等の際のかみそりは、清潔な紙を用いてふき取るか、又は消毒済みの器具を使用することとするほか、使用するせっけんは客1人毎に取り分けて使用すること。
- (6) 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (7) 消毒薬は使用頻度に応じて取り替えること。
- (8) 皮膚に接する布片類は清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- (9) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。
- (10) 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- (11) 客用の被布は使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (12) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- (13) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- (14) 皮膚に接しない器具であっても、汚れやすいものは客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (15) 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日付け健感発 0311 第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- (16) 衛生上有害と認められる化粧品は使用しないこと。

なお、パーマメントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けたものを使用し、安全衛生には十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

## 5 消毒

皮膚に接する器具類、布片類等の消毒は、別表により行う。

## 6 免許証等の持参・提示

- (1) 理（美）容所において理（美）容の業を行っている理（美）容師が出張営業を行う場合  
理（美）容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。
- (2) 理（美）容所において理（美）容の業を行っていない理（美）容師が出張営業を行う場合  
保健所長から交付された理（美）容師出張営業届出事項証明書を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。



- 3 洗浄に使用したスポンジ等は使用后、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合はエタノール又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

## 2 かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないものの消毒の手順

(1) 消毒する前によく洗浄する。

(2) 消毒は前記1 (2) の方法又は次のいずれかの方法により行う。

### ア 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯より  $85 \mu\text{w}/\text{cm}^2$  以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。

- (注) 1 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納した後、照射する。
- 2 構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。
  - 3 定期的に紫外線灯及び反射板を清掃することが必要である。
  - 4 累計2000~3000時間の照射で出力が低下するので、紫外線灯の取り替えが必要である。

### イ 蒸し器等による蒸気消毒

器内が80℃を超えてから10分間以上湿熱に触れさせること（温度計により器内の最上部の温度を確認すること）

- (注) 1 ガラス、陶磁器、金属、木及び繊維製の器具等の消毒に適するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。
- 2 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

### ウ エタノールによる消毒

76.9v/v%~81.4v/v%エタノール液（消毒用エタノール）を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふくこと。

### エ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01~0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度100~1000ppm）中に10分間以上浸すこと。

### オ 逆性石ケン液による消毒

0.1%~0.2%逆性石ケン液（塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム）中に10分間以上浸すこと。

(注) 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。

カ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸すこと。

キ 両性界面活性剤による消毒

0.1%~0.2%両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に10分間以上浸すこと。

### 3 タオル、布片類の消毒

(1) 加熱による場合は、使用したタオル及び布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分間以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。

(2) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。

消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れること。

(3) 血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行うこと。

### 4 その他の消毒

シェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じ、前記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒をすること。